

# 平成28年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

—第1号—

○会議日時 平成28年3月3日(木) 午前9時30分～午後5時5分

○場 所 国分寺庁舎302・3委員会室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	大島昌弘	副委員長	○	高橋芳市
委員	○	出口芳伸	委員	○	須藤勇
〃	○	松本賢一	〃	○	村尾光子

出席6人 欠席0人

説明のため出席した者			
職	氏名	職	氏名
教育次長	野澤等	健康福祉部長	小口英明
教育総務課長	若林早苗	学校教育課長	梅山孝之
生涯学習文化課長	増淵晴美	スポーツ振興課長	坪山仁
社会福祉課長	山中宏美	こども福祉課長	落合好枝
高齢福祉課長	川俣和子	健康増進課長	谷田貝明夫

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	川俣廣美	議事課長	黒川弘

○議員傍聴者 磯辺香代、中村節子

○一般傍聴者 1人

1 開会

2 あいさつ 大島委員長

3 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

現地調査 石橋北小給食施設改修事業、こどもの広場いしばし、第二愛泉幼稚園（認定こども園整備事業）、国分寺東小学童保育室整備事業

議案第1号 平成27年度下野市一般会計補正予算(第5号)【所管関係部分】

質疑・意見

[歳出]

**3款1項1目 社会福祉総務費**

○村尾委員：年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の内容を伺う。

●社会福祉課長：内容的には今まであった臨時福祉給付金に絡んでおり、一億総活躍社会の実現に向けた賃金の引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支給—高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点から、社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から実施される年金生活者の支給給付金の前倒し的な位置づけであり、平成28年度前半の個人消費の下支えにも資するよう低所得者の高齢者等を対象に実施するものである。65歳以上の高齢者に対して3万円支給する。27年度に臨時福祉給付金をもらった人のうち、28年度に65歳以上になる人が対象となる。

○村尾委員：人数と所得制限についてはどのようなになっているか。

●社会福祉課長：住民税非課税世帯が対象となる。4000人を見込んでいる。

**3款2項1目 児童福祉総務費**

○村尾委員：子育て支援事業における子育て支援員研修の負担金は、委託している子育て支援センターの職員に対する研修なのか。

●こども福祉課長：厚生労働省が定めた基本研修及び専門研修を修了し、保育や子育て支援分野の事業所に従事する上で必要な知識や技術等を習得したと認められる方を子育て支援員と呼ぶが、これに必要な研修を県または市町村が実施するという事になっている。宇都宮市は自ら実施するが、栃木県がこれを実施することとなり、24の構成市町が人口割により負担をすることで県が実施する研修に本市の参加者も参加できる。事業費の費用については国と県と市町村が負うこととなっており、人口割で本市が負担する額が16万円ということになった。27年度、初めての事業であり今回補正をした。研修は2月から申し込みを行い、実際に研修も受けていただいている。

○村尾委員：基礎的な研修が終わった方が対象とのことだが、市の職員になるのか。それとも子育て支援センターに事業に従事する人か。また、受講人数などを伺いたい。

●こども福祉課長：一般の方も申し込みができるが、子育て支援センターなどに支援員として実際に働いている方が申し込んで参加している場合もあり、こども福祉課の利用者支援事業に1名いるが、その方も申し込んでいる。また、利用者支援事業の部分でこども福祉課職員が1名受講している。

○村尾委員：受講に定員の制限はあるのか。

●こども福祉課長：研修日程で基本研修や専門研修が組まれており、それぞれ会場が3地区設けられたりして定員が決められている。申し込みをしても必ず受講できるわけではなく、定員があるので受けられない場合もある。

### **3款3項2目 生活保護扶助費**

○高橋副委員長：扶助費がふえているが、人数の増加によりふえているのか。

●社会福祉課長：確かに人数もふえているが、高齢者がふえ介護扶助と医療費扶助がふえているので補正するものである。

○高橋委員：歳入での千二百万円に絡んでくる費用なのか。

●社会福祉課長：生活保護は生活扶助や住宅扶助、介護扶助、医療費扶助などに分かれているが、介護扶助、医療費扶助が不足しているので今回補正するもの

である。

### 10款 1項 2目 事務局費

○出口委員：奨学金貸付事業について、6割以上減額となっているが、その理由を伺う。

●教育総務課長：27年度の奨学生については26年度に募集をかける。そのため何人いるか確定できない中で予算を組む。27年度は15人分の450万円を計上したが、実際に募集をかけたところ、大学生1名、高校生1名の54万円であったので減額をした。

○出口委員：なぜ集まらなかったのか、どのように考えているのか。

●教育総務課長：奨学金制度については21年度から制度化して募集をかけているが、毎年一桁一多いときで23年度の11人という、低迷している状態で、そういった状況を考えことし見直しをした。金額のアップや選択制の導入、入学一時金の創設を行い募集したところ、11人の応募があった。そうすると原因としては従前の額が定額で使い勝手が悪かったのではないかなど分析している。

### 10款 2項 3目 学校改修費

○村尾委員：古山小学校駐車場整備事業について、工事請負費が全額減額されているが、土地は購入できたが工事は28年度になるのか。

●教育総務課長：27年度に工事施工まで予算をとっていたが、手続き上時間を要したため、現在用地買収まで進んだところである。工事までに時間が足りなくなったので今回補正で落として28年度に予算計上をした。

○須藤委員：土地購入費で三千何百万円か計上していたと思うが、1,683万円の減額補正をしている。宇都宮税務署と1,500万円の控除に関する手続きの調整をしているとのことであったが、公共用地の協力に関しては、控除額はどのようになっているのか。

●教育総務課長：この駐車場については、公共用地拡大法の適用になり1,500万円の控除になった。宇都宮税務署と協議が済んでそのようにさせていただいている。土地譲渡に係る経費として、特別控除ということで譲渡所得から控除される。差し引いた残りに所得税や住民税が課税される。

## 繰越明許費

- 村尾委員：ふれあい館管理事業については、9月補正で施設全体調査を実施するとしていたが、今回の繰り越しは、それが終わらなかったということなのか。繰り越す内容を伺う。
- 社会福祉課長：9月に補正をして調査を行ない、その結果、18年経過しているのでいろいろと修理しなければならないものが出てきた。その中でも、屋上の雨漏りがひどいので早急に修理しなければならないということになり、その修理の設計委託について新年度まで待つと修繕がずれてきてしまう。そのため今回の調査項目の中に天井の修理の部分のみ設計を一緊急性があるので一加えた。それを実施するのに工期が足りないのを伸ばすため繰り越しをさせていただく。
- 村尾委員：補正で取った1,500万円の範囲内でその分の追加の設計委託もできるということか。
- 社会福祉課長：それなので1,500万円のうち不用額として今回の補正で323万4,000円を減額している。
- 村尾委員：1,500万円までかからなかったのに323万円を減額したが、この906万円というのは調査委託した事業者のほうのお金のうち、ということなのか。
- 社会福祉課長：当初、調査業務委託のみでやり、そのほかに雨漏りの修理のための委託をするためにやり、それで両方の設計額を合わせると1,176万6,000円—設計上の額として、当初設計と変更設計した額の合計で1,176万6,000円である。今回は変更設計ということなので請負率を掛けるということになるので、その分の契約額が1,167万4,000円ということである。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第4号 平成27年度下野市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
--

質疑・意見

## [歳入]

### 1 款 1 項 1 目 第 1 号被保険者保険料

- 村尾委員：9,800万円の増となるのは保険料の軽減対象者数が減ったため一消費税が引き上げられたためとの説明であったが、保険料が上がったため増となったのではないのか。
- 高齢福祉課長：当初予算時には、第6期計画の保険料がまだ確定していなかったため、第5期計画の金額を計上した。
- 村尾委員：ということは、保険料率が上がったから増収につながったと理解してよいか。
- 高齢福祉課長：そのとおり。
- 健康福祉部長：第1号被保険者保険料の増額は大きく二つの要因があり、一つは課長が申し上げた点で、もう一つは消費税率の引き上げが延期された点である。当初、消費税率が10%になると、国において消費税を導入することで保険料の軽減を第1段階から第3段階まで一括して実践する予定であったが、引き上げが延期されたことに伴い第1段階のみの実施になってしまった。このようなことから、軽減対象者数の減並びに軽減率の縮小が生じた。軽減分としては歳入7款1項5目で減額しているが、この額が逆に1款1項1目において増額した中に含まれる。

## [歳出]

### 歳出全般

- 村尾委員：特定財源の「その他」というのは、一般会計から繰り入れた財源を「その他」として扱うのか。
- 健康福祉部長：財源内訳のその他は大きく二つ充当している。一つは低所得者保険料軽減繰入金であり、各費目に一定の割合で充当している。もう一つは当初予算で繰り入れることにしていた介護給付費準備基金である。今回、歳入において低所得者保険料軽減繰入金が減となったため、その充当分を減にしなければならない。また、介護給付費準備基金からも繰り入れをしないため、その充当分も減額する。
- 村尾委員：一般会計から繰り入れている分は、当会計では一般財源とするのか。

- 健康福祉部長：保険料と繰越金が一般財源の扱いになると思う。一般会計からの繰り入れは特定財源の「その他」に入る。
- 村尾委員：それでは、先ほど説明のあった軽減分の減額と、基金へ繰り入れている分だけではなくて、一般会計から入れているのもここには入っているかもしれないということか。
- 健康福祉部長：今回の財源調整のための減額分には入っていない。二つの充当分を減額したということになる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第5号 平成27年度下野市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正 予算（第2号）
--

質疑・意見

**[歳入]**

**1 款 サービス収入**

- 高橋副委員長：これはどのような収入か。
- 高齢福祉課長：南河内包括支援センター直営の分だが要支援1、2の方への介護サービス計画を立てるものであり、一般的には自社プランで立てるが、自社ではプランが立てられないこともあり、他のところに委託をしている。その委託に対するプランの作成料となっている。

**[歳出]**

- 村尾委員：委託しているということなのだが、27年度からあそこを基幹型にしたということか。それによって、ケアプランに対する人的配置—労力というか—ふえていると思うがその効果というのはどの程度なのか。
- 高齢福祉課長：基幹型の包括支援センターについては、市内三つの包括支援センターの後方支援や、指導監督の機関であり、みなみかわちに直営の包括支援センターと基幹型が一緒になっているので現在職員3名が配置されたので、直営の部分の包括も市民に対するサービスも向上できたと思う。

○村尾委員：基幹型にも職員が配置されたので、南河内の包括支援センターの職員は、ケアプランの作成にもっと時間を注げるのではないかと思ったので、その効果はどうか。

●高齢福祉課長：自社プラン作成も昨年と比べて大分できるようになっている。それにも増して要支援1、2の方がサービス計画を利用される方がたくさんふえている。支援認定される方が、希望される方が多くなっており、あとは要介護から要支援に移る方もたくさんいる。そうすると、要介護であればプランナーがついているので、また支援に戻って別のプランナーがつくるとなると不利益になるので、そういう分については委託がふえている。全体的に増加の傾向になっている。

○村尾委員：現在のところ、委託する先は主にどこか。

●高齢福祉課長：近隣の市内の居宅支援事業者や、上三川、壬生の居宅支援事業者をお願いしている。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第8号 平成28年度下野市一般会計予算【所管関係部分】
-------------------------------

質疑・意見

[歳入]

**14款1項2目 民生使用料**

○高橋委員：ゆうゆう館の使用料は、昨年の予算よりいくらか少ない予算になっているのだが、使用する業者や人数が少なくなって予算が組んであるのか。昨年より30万くらい少なくなっている。昨年は3,964万9,000円だが、ことしは3,939万1,000円と少なくなっている要因は。

●社会福祉課長：風呂の施設使用料が予算上は18万減っており、これは平成26年度の実績を基にして算出した数字である。厨房使用料はほとんど昨年と同じくらいの数字になっている。デイサービスセンター使用料については、電気料、水道、下水道ということで計算しているが、これでも8万くらいしか減にはなっていないので、それほど減っていないと思う。



○村尾委員：こばと園使用料は希望者が多いのか、ふえているのだがその要因は何か。

●社会福祉課長：上三川の方の利用がふえてきた。その辺のところでふやしている。実質的に26年度に実績と27年度前半の実績に伴って計算している。

○村尾委員：上三川からも出資をしていただいて設立をしたのだと思うので、お断りすることはできないと思うが、割合として何割くらいの方が上三川からの利用者か。それによって市民が利用できないということが発生しているか。

●社会福祉課長：大体30%の方が上三川分である。人数に関しては負担金のほうで人数が多ければ負担金が利用割というのがある。

### 13款 2項 1目 民生費負担金

○須藤委員：児童福祉負担の学童保育負担金は、年間何名くらいの児童数か。

●こども福祉課長：540名で積算している。

○須藤委員：昨年560名で20名ほど減となっているが、一人当たりの負担額はいくらか。

●こども福祉課長：月額6,000円としている。

○須藤委員：負担額はここ数年かわっていないということか。

●こども福祉課長：今回の計上も昨年と同額である。

○須藤委員：前年度から20名ほど減の見込みだが、市内の学童保育を利用する子供たちというのはこのような傾向で推移していくという見込みか。

●こども福祉課長：学童保育のフロアに入れる人数に限られており、入所対象もごあるのでそれほど人数にかわりはないものと考えている。実績にあわせて、あまり多く見込まないように予算取りしている。

○須藤委員：きょう現地調査した国分寺東小の学童保育もということになると、将来的にはふえるということも考えられるのかなと思った。わかった。

### 14款 1項 2目 民生使用料

○村尾委員：ふれあい館について、施設使用料のうちレストランの営業状況はどのようなになっているのか。これはレストラン、喫茶コーナーの使用料と聞いた記憶があるが。

- 社会福祉課長：レストランは今まではやってなかったのだが、指定管理になりレストランと売店が始まり収入がふえている。
- 村尾委員：指定管理後レストランが開業したのは知っているがそのあと閉じているという話を聞いている。実態はどうなのか。
- 社会福祉課長：10月26日から1月4日まで。前の店から今のレストランに変わり営業を再開している。
- 村尾委員：ゆうゆう館の事務室使用料が科目存置で1,000円出ているが、今までなかったが今後、事務室の使用料徴収という可能性があるのか。
- 社会福祉課長：名目は事務室だが実際は会議室を使った場合にそこへ設ける。
- 村尾委員：その部分に関しての利用規定一料金規定が定められているのか。誰でも使える状況になるのか。
- 社会福祉課長：利用の承認を受けた場合、条例等で制定はしている。許可利用の場合である。
- 村尾委員：それは、ゆうゆう館の条例などに規定があるということか。
- 社会福祉課長：そのとおり。一般の利用ではなくて許可利用した場合、お金を取れるという形になっている。
- 村尾委員：概要を知りたい。例えば、1時間幾らか、利用できる人たちはどういう人とか。
- 社会福祉課長：営利とかそういうものは無理だが、もし許可された場合は、4時間ごとに半室であれば400円、全室であれば700円という規定である。

#### 14款 1項 7目 教育使用料

- 村尾委員：公民館使用料について、条例改正して公民館使用料やスポーツ施設使用料を上げて、消費税を外税方式にした。あの中に消費税は10円以下が切り捨てるとあったが、使用料の額は消費税込の金額か。消費税はどのように扱われているか。
- 生涯学習文化課長：公民館使用料は月平均として出している。外税という形で年間積算をしている。
- 村尾委員：302万8,000円の中には消費税が入っているのかどうか。
- 生涯学習文化課長：入っている。

○村尾委員：10円未満を切り捨てた消費税がここに含まれていることになる。ざっと、保健体育施設のほうも合わせると約2,000万で、そのうち消費税額が入っていることになるが、切り捨てた分はいくらくらいに相当するか。国に支払うのはいくらになるのか。

●教育次長：消費税については外税に条例改正をしているが、予算見積書について28年度は使用料改定により上がるので、公民館は約110万、体育施設については約130万の増額をしている。そのため消費税はこの中に入っているという考え方である。消費税を納めるのかという部分については、地方公共団体なので、消費税は納めなくてもよいという義務になっているので、そのような形になっている。

○村尾委員：市民から外税としていただいた一般収入になるのか。消費税は適切に転嫁するようにとどこかに書いてあったので、転嫁した分は国に納めなければならないと理解していたがそうではないということか。

●教育次長：納める必要はない。ただ、下水道や水道とか、特別会計を組んでいるもの、また公共性があるもので収入があるものについては、納める形をとっているが、一般会計においては支出していない。

○村尾委員：そのような場合でも消費税は課税しなければいけないのか。

●教育次長：消費税の条文を持ってきていないので、財政課に確認する。

○村尾委員：外税にかえた理由はどこにあったのか。

●教育次長：消費税が国に施策により、5、8ときて、10%についてはそれが延びており、いつ10パーセントにあがっても対応できるようにということで外税にした。

○村尾委員：その考え方だと国に結局は納税しないわけだから、外税でも内税でも変わらない。

●教育次長：消費税法第60条になります。地方公共団体に対する特例になる。これは地方公共団体が一般会計に関わる業務として行う事業、これは消費税から外れるということになっている。

○村尾委員：地方公共団体は徴収しないでいいということか。

●教育次長：これは徴収しなくてもいい、とかというものではない。消費税はあくまでも消費税として課税をするということが原則であり、消費税相当分

を徴収するという形で、消費税課税の透明化という扱いで外税にしている。

○須藤副委員長：弓道場の使用料について、60万円でどのくらいの利用があるのか。

●スポーツ振興課長：1回あたり100円なので、延べ6,000人を予定している。

○須藤副委員長：利用者は、市内外区別できるか。

●スポーツ振興課長：施設の利用段階において、市内外の確認を取らせていただいている。

○須藤副委員長：割合はわかるか。

●スポーツ振興課長：基本的に弓道場を利用される方は、体育協会の弓道部に入られている方がほとんどであり、それ以外の方はほとんどいないと考えている。

○須藤副委員長：市内の方でも他市の弓道場を利用しているということがあるということで、逆の場合があるのかどうか。

●スポーツ振興課長：可能性はあるかと思われる。

### 15款 1項 1目 民生費国庫負担金

○村尾委員：児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付負担金の額がかなり大きくなっているようで、内容について伺う。

●こども福祉課長：保育園、認定こども園等の1号認定、2号、3号認定関係の補助対象経費があるが、公定価格で算出された金額から利用者の負担分を引く。それが国庫補助になるが実際に認定こども園も第二薬師寺がふえるので、利用者がふえるため増額になっている。

○村尾委員：当初予算比較では27年度は2億7976万で、今回は4億3182万ということで、この差額は第二薬師寺認定こども園の分ということになるのか。

●健康福祉部長：概略的に申し上げますと、新制度に移行しない私立幼稚園—第二薬師寺は移行していなかったが、今年の4月から新制度の公定価格による給付に移行することがふえる一つの要因で、もう一つは昨年度新たに移行したので数字が読み切れなかったところもある。また、公定価格の制度の中で認可定員と利用定員の2つの枠があり、利用定員は毎年施設が見直す。なぜなら利用定員が多いところは単価が低い、少ないところは多いということ

微妙にやり取りをするところがあって、そこで2年目になると利用定員を若干少なめにしたり、そういうことで調整をしたりするので、それらを踏まえた中で見込みを計上した。

○村尾委員：今回の負担金の対象となる幼児、児童の数は何人くらい算定されているのか。

●こども福祉課長：1,474人である。

#### **21款4項3目 雑入**

○出口委員：生活保護63.78条返還金について、321万5000円の算出根拠を伺う。

●社会福祉課長：63条については現年度分が調停見込250万の徴収率0.8で200万、滞納繰越分の調停見込が450万徴収率0.04で18万。78条については、現年度分が調停見込180万の徴収率0.5で90万、滞納繰越分の調停見込が450万の徴収率0.03で13万5000。合計で321万5000円である。

○出口委員：利息などは徴収されているのか。運用上そこまでやっているのか。

●社会福祉課長：利息分まではとっていない。

### **[歳出]**

#### **2款1項6目 財産管理費**

○村尾委員：消耗品費や修繕費は何に関するものなのか。

●教育総務課長：4月まで石橋庁舎にいたので、石橋庁舎にかかる管理用消耗品で1万円、修繕費として3万円を計上した。

#### **3款1項1目 社会福祉総務費**

○出口委員：重度心身障がい者医療費助成事業は償還払いになっているが、こども医療費の関係では中学生までは該当しない重度心身障がい者ということなのか。また、ひとり親家庭医療費助成事業では親と子に対する医療費の助成ということで同様に償還払いとなっているが、中学生までは含まれない子供なのか。確認をしたい。

●社会福祉課長：こども医療費は中学三年生までは現物給付となっているので、それ以外の該当者に対して助成するものである。

- 出口委員：こども医療費助成事業の増額の理由は。
- 社会福祉課長：昨年7月から中学三年まで現物給付になり、現物給付となると利用者がふえるのではないかと。また、柔道整復師に関しても今まで償還払いであったものがことしの4月から現物給付と同じ形の委任払いになる予定なので、利用が多くなるということを見込んだ。
- 出口委員：1年経過していないので前年同月でもいいのだが、実際問題として償還払いから現物給付にかわったことでこども医療費は明らかにふえているのか。
- 社会福祉課長：償還払いは申請しなければならないという手間がある。現物給付は医療機関でお金を払わないで診療できるので、ふえる可能性があるため増額となったと思う。
- 出口委員：現段階では理論上の可能性ということか。
- 社会福祉課長：現時点で1年経過していない。医療費は2カ月くらい後に請求が来る。26年度のこども医療費は年間で一億八千万円だったが、現時点で27年度は二億円を超えている。

### 3款1項1目 社会福祉総務費

- 須藤委員：行旅病人等扶助事業について、前年度から倍近くふえているようだが、27年度の対象人数はどのくらいで、28年度は年間どのくらいを見込んでいるのか。
- 社会福祉課長：医療報酬及び葬祭費等で2名ずつ計上している。前年度は1名分を計上した。実績については、25年度はいなかったが、26年度に1人、27年度は10月末現在で1名である。
- 須藤委員：葬祭費用はどのくらいかかるのか。
- 社会福祉課長：最低の葬祭基準額として18万円と見ている。

### 3款1項1目 社会福祉総務費

- 須藤委員：更生保護女性会育成事業について、更生保護女性会は保護司と関連性があると思うが、合同の研修や学習会などはあるのか。
- 社会福祉課長：社会を明るくする運動を共にやっているということもあり、会

議や打合せ等も行っている。

### 3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費

○村尾委員：社会福祉協議会育成事業について、委託費の中にボランティアセンター運営費がこれまで計上されていたと思うが、28年度はそれがなくなったのはなぜか。

●社会福祉課長：27年度まではボランティアセンターの委託を実施していたが、ボランティアに関しては社会福祉協議会が自主的に行うべきではないかということで、社会福祉協議会の自主事業として運営してもらうことになった。

○村尾委員：委託料ということで人件費分がたぶん出ていたのだろうと思うが、自主事業ということは、社会福祉協議会の中で人件費も工面しながらやりなさいということになるのか。

●健康福祉部長：委託料を減額した大きな理由は一昨年大雨で改めて認識したことなのだが—そもそもボランティアセンターの運営は社会福祉法に基づいて社会福祉協議会が本来なすべき事業という位置づけである。市の予算の組み方の中で、以前は補助金、それから委託料へと移った経緯があるが、これは予算の組み方の問題である。それを置いても、昨年大雨のときに社会福祉協議会とやり取りをした中で、委託事業であるということが我々にとって非常に大問題だと認識した。というのも、委託の場合は、市が事業の実施主体となり市の指示に基づいてさまざまな活動がなされる。逆に自主事業となれば、社会福祉協議会が自らの考えに基づいて運営するというので、考え方が全く違う。このようなこともあり、社会福祉協議会と打ち合わせを行った。額というよりも、法に基づく位置づけは社会福祉協議会が自主的にやる事業であったものを、過去の経緯を踏まえて委託として実施していた。それらを今回改めて整理をして、ボランティアセンターについては社会福祉協議会が自らの事業としてしっかりとやってほしいという、このような位置づけを確認し合った。

○村尾委員：そうすると育成事業の人件費の補助金部分は、ボランティアセンターの運営にかかる人件費分も補助金に入っているのか。

●健康福祉部長：そのようになる。社会福祉協議会本体の運営費そのものなので、ボランティアセンターの運営が社会福祉協議会本来の業務となれば、当然そこ

に入ってくる。

○村尾委員：災害時は災害ボランティアセンターを社会福祉課と協議しながら立ち上げることになっている。それも社会福祉協議会独自の事業として位置づけるのか。

●健康福祉部長：ここでいうボランティアセンターと災害ボランティアとは別のものと認識している。いま申し上げているものは日常のボランティアであり、災害時は市が設置する災害対策本部からの要請に基づき社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを運営する。

### 3款1項1目 社会福祉総務費

○高橋副委員長：生活困窮者自立相談支援事業について、どのくらいの人数でどのような支援をしていくものなのか。

●社会福祉課長：27年度は1月末までの実績では、新規相談66件、延べ相談件数526件、そのうち実際にプランをつくった者が9人、就労をした者が13人であった。

### 3款1項1目 社会福祉総務費

○須藤委員：家計相談支援事業について、具体的にはどのような支援をするのか。

●社会福祉課長：生活困窮者自立相談支援事業と一緒にやる事業であり、家計表を活用し家計に関する課題の評価、分析、相談者に応じた支援プランを作成する。自立相談支援事業の相談者には家計に課題を抱えるケースが多いため、あわせて家計相談と自立相談支援事業を一緒にやるということで新たに本事業を設けた。

○須藤委員：職場の斡旋など、具体的な収入の相談については。

●社会福祉課長：事業は二つになっているが、実際には支援員の賃金等になっている。家計の中で支出が多いと収入があってもままならないということを加味し、両面から支援していくということである。

○村尾委員：一緒にやるということは社会福祉協議会に委託するものであると思うが、生活困窮者相談自立支援事業のほうでは相談員が3人体制で、家計相談支援事業でも3人体制とあるが。



●社会福祉課長：3人の人件費を振り分けて事業費に充てている。生活困窮者自立相談支援事業と家計相談支援事業をあわせて3人体制である。金額を振り分けている。

○村尾委員：では3人の業務がふえ、就労時間や日数がふえるということか。

●社会福祉課長：今までの生活困窮者自立相談支援事業と同じ時間帯で行う。なぜ二つに分けているかといえば、生活困窮者自立相談支援事業は、補助金では人口割で1,250万円という基準額が決まっており、そのような理由から振り分け、残りを家計相談のほうの補助金として計算する。

○村尾委員：それでは家計相談に当たる方は専門家とか、そういうことではないのか。

●健康福祉部長：27年度から生活困窮者自立相談支援事業を取り組んだが、相談を受ける中で家計管理ができない方が非常に多く、家計相談支援事業と密接不可分で一緒にやっていったほうがよりよいものであると分かってきた。メニューにもあるので、この2つを一体的に取り組むことで歳入も確保できる。人的には今までどおりで、相談における家計の部分を大きくする。

### 3款1項1目 社会福祉総務費

○村尾委員：子どもの学習支援事業について、28年度から2カ所で実施するということだが、指導員がそれぞれ分散することになるだろうし、ボランティア的に関わっている方も2分の1になってしまうと思うが、体制は確保できるのか。

●社会福祉課長：現在、ボランティア数も多く、現在利用している子供たちも月平均3名程度で先生も3名程度の中、ボランティアの方は十何人いるので、臨機応変にスケジュールを立てて対応できると考えている。

○村尾委員：子供たちがふえる見込みはあるか。

●社会福祉課長：現在石橋のサポートセンターで実施しているが、南河内児童館でも実施する予定である。送迎の問題もあったので、南河内地区でも実施すれば変わってくるのではないかと思うので、利用者もふえるのではないかと考える。

○村尾委員：将来的に国分寺地区についても考えているのか。

●社会福祉課長：場所の選定もあるが、将来的には国分寺地区にも一もしそうい

う所があれば、考えるべきだと思うが、27年の夏休みに一度国分寺公民館で実施したが利用者がいなかったのもので、その辺りは今後検討課題になるかと思う。

### 3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費

- 須藤委員：難病患者等福祉手当給付事業について、難病はどのような疾病になるのか。また、減額して計上しているが、理由は。
- 社会福祉課長：主なものとして脊髄小脳変性症、クローン病、パーキンソン病、悪性関節リウマチなどがある。平成27年1月に難病法が制定され、今まで56疾病あった中から306疾病に移管し、小児慢性疾患においても514疾病から704疾病にふえた。その時の厚生労働省の試算では受給者数が1.5倍から2倍になるということなので27年度予算を計上したが、実際にふたを開けてみると、申請に必要な書類として疾病に対する指定医療機関の証明が求められることもあり、なかなか申請がふえなかった。そのようなこともあり、前回の額—厚生労働省が試算した資料—に対し、実績が減ったため、今回減額した。
- 須藤委員：本市では何人の実績があるのか。
- 社会福祉課長：26年度では446人の実績であった。

### 3 款 1 項 2 目 障がい者福祉費

- 須藤委員：障がい者給付事業における自立支援医療費給付について、人工透析やペースメーカー埋込術などに205人とのことだが、2つの医療の割合を伺う。
- 社会福祉課長：人工透析等が166人、ペースメーカーが20人、肝機能が2人、免疫機能障害14人、音声咀嚼1人、肢体不自由2人である。

### 3 款 1 項 2 目 障がい者福祉費

- 高橋副委員長：福祉タクシー事業について、前年度より予算が二百万円ほど多いようだが、利用率が上がったのか。
- 社会福祉課長：今までは実際には月3枚のタクシー券を配付していたが、3枚では往復で1回半となってしまう、利便性がよくないということで月4枚配付するように予算計上した。

### 3款1項2目 障がい者福祉費

- 村尾委員：障がい者自立支援事業の就労継続支援B型事業（下野市社会福祉協議会）の補助金について、2カ所を1カ所にするという構想で移転先を検討中と伺っているが、検討状況及び移転の候補先を伺う。
- 社会福祉課長：そこだけでなく他にも福祉施設があり、それを一体的に課内で検討しており、課としての結論を出して上に報告する、という状況である。
- 村尾委員：他の福祉施設というとどのようなものか。
- 社会福祉課長：ほかには、地活の精神のほうのゆうがお、それに伴って相談支援センター、そういったものなどが含まれている。
- 村尾委員：候補地はまだないのか。
- 社会福祉課長：案としては石橋病院跡地とか、すみれを壊してそこに新たに建てるとか、いろいろあると思うが、そののところを今検討している。
- 村尾委員：そうすると移転が完了するのはずいぶん先の話になるのか。タイムスケジュールなどはできているのか。
- 社会福祉課長：案が決まらないとタイムスケジュールが決まらないので、現時点ではない。
- 村尾委員：補助額が27年度当初予算の半分以下になっていると思うが、その理由を伺う。
- 社会福祉課長：今までの地活のときは市のほうの運営委託ということでお願いしていたが、今は就労支援ということでサービス事業—サービス給付費があるので、それで賄えない部分を市が補助する形になっている。収入があるということで補助金が減るということである。

### 3款1項2目 障がい者福祉費

- 村尾委員：障がい児通所支援事業について、これはけやきとこぼと園に相当するものか。
- 社会福祉課長：けやきではなく一般的に事業者を利用する場合、そちらのほうの扶助費等になっている。サービスの扶助費である。
- 高橋副委員長：何カ所くらいの事業者が利用されているのか。
- 社会福祉課長：事業者数まではわからないが、26年度の実績では児童発達支援

で906件、放課後等デイサービスで1,163件、障がい児相談支援で274件の利用があった。

- 高橋副委員長：市外の事業者だと補助金が出ないように伺っていたが。
- 社会福祉課長：扶助費なので補助金ではない。
- 村尾委員：障がい児対象だと思うが、なぜ障がい児福祉費ではなく障がい者福祉費で計上しているのか。
- 社会福祉課長：サービス給付と実際に運営しているものに分けているためと考える。
- 村尾委員：それならば社会福祉総務費に入れればいいのではと考える。研究をしていただきたい。

### 3款1項3目 高齢者福祉費

- 出口委員：社会福祉施設整備補助事業について、本会議では広域型が応募が1社しかなく決まり、地域密着型が2社応募がって1社が決まり、小規模多機能型が1社しか応募がなかったと。下野市老人保健福祉施設整備法人募集要項がだされており、事前相談を含めた応募というのはなかったのか。
- 健康福祉部長：相談等があった。諸々の申請条件をクリアできずに申請まで至らなかったところが複数あった。
- 出口委員：応募資格で(1)、(2)とあって(1)既存の社会福祉法人であって、主たる事務所が栃木県内にあるもの、(2)新たな社会福祉法人を設立しようとする者にあっては事務所が栃木県内にあるものとあるが、この2つで審査にあたり差はあるのか。まったく同等と考えてよろしいか。
- 健康福祉部長：審査にあたっては若干経験値を加味する。
- 村尾委員：在宅福祉事業の委託料で声かけふれあい収集事業は、シルバー人材センターに委託することになっているが、どのような形で実施するのか。
- 高齢福祉課長：ごみ出し困難のごみステーションまで持っていけない方のための事業であり、週1回家庭用燃やせるごみを収集予定としている。その他の缶瓶は曜日を定め収集したい。各地区ごとに2名体制で希望の家庭を回る予定である。
- 村尾委員：利用する場合は地域包括か高齢福祉課に申し込むことになるのだと

思うが、それを受けたら毎週曜日を変更しながら週1回行かれるのか。

●高齡福祉課長：週1回で曜日を変更すると紛らわしくなるので固定の曜日を決め、その際に燃やせるゴミや缶瓶等も一緒に収集できればと考えている。

○村尾委員：すると保管場所が必要になるのか、それとも直接搬入するのか。

●高齡福祉課長：その都度収集センターに搬入する予定である。

○須藤副委員長：繰り出し金、補助金の老人クラブについて、団体の運営が難しい、役員の成り手がいないそのような状況で解散しているところもあるが、実は私の地元もそうだ。これでは困ったということで、地域の方が80代のお年寄りがかわいそうだから、俺が会長になって地域だけの老人会をやっていくということになっているのだが、そうすると市の老人クラブに下りる補助金、その中から各地域の老人クラブに回っているらしいが、それがもらえなくなってしまふというようなことで、その方が私の家に言いに来た。こういう老人クラブの減少、役員の成り手がいないその中の一つとして、役員が今度新庁舎ができれば新庁舎での会議に車に乗ることが不安だということからとてもできないというようなことで、やる人が年々減っている。私のところだけではない。他の自治会でもあるのだが、そういったことについてどのように考えるか。

●高齡福祉課長：老人クラブのクラブ員数は減っている。32クラブあるが、既に来年度休会というクラブの話もある。理由は役員の成り手がいない、役員になると中央での会議への出席や各種大会に役員が車で乗せていかなければならない状況になっている。生きがづくり、仲間づくりということで進めていただきたいが、—500人増強運動もやっているが—事務局である社会福祉協議会と一緒に手立てを考えているところですが、なかなかいい考えが浮かばない状況にある。

○須藤副委員長：会議は、最近では地域でやるようになってきているのか。今も国分寺公民館に集合しての会議開催か。

●高齡福祉課長：地区別支部会議は、石橋ではきらら館、南河内ではふれあい館、国分寺ではゆうゆう館で、連合会の会議は事務局のあるゆうゆう館の会場を使っている。

○須藤副委員長：連合会長も一生懸命に、私のところにも老人会に入ってくださいと来られた。特に男性の入る人がいないことで大変苦労しているようだが、

何か良い方法を考えてあげなければ高齢者の楽しみの場がなくなってしまうのではないかと思うので、考えていただきたい。

○松本委員：500人増強の効果は出ているか。

●高齢福祉課長：残念ながら出ていない。やはり役員の成り手がかなりネックになっているのではないか。地元だけで仲間を作っていきたいという話も多く耳にするが、連合会に入るとなるといろいろな会議に出なければならぬため、何か良い方法があればと考えている。また、休会するところもあるが、逆に石橋の上町は会長はじめ皆様のご努力により、休会していたところが復活した。また、何自治会では作りたいとの話もあるのでそれについては事務局と一緒に話を進めている。

○松本委員：車の運転や帳簿つけなどがあるため、どうしても役員になりたがらないという問題があるので、そのところのサポートをいかにしていくかが大切だ。私の自治会では、65歳以上の方には入ってもらおうということで、7割くらいの方には出してもらっている。我々も衰退しないようにやっていきたい。

○村尾委員：出会いふれあいサービス事業ではきらら館で実施しているものがゆうゆう館になるようだが、将来的に1カ所になる可能性があるのか。ふれあい館は指定管理になってからはわりと使い勝手が悪いような気がするが、今後の方針があれば何う。

●高齢福祉課長：現在3か所でやっているがきらら館改修に伴い、ゆうゆう館において国分寺地区の方と石橋地区の方が別々の日に行っており、ふれあい館でも行っている。年2回くらいは合同でバスを利用して外出していることも行っている。将来的にはまだ先になるかも分からないが、旧町の方と一緒にやりたくないという声もまだ聞こえてくるので、そういったことがなくなるように、1回で開催できればと考えている。また、毎週開催できればと思っている。

○村尾委員：工事請負費の門扉設置と空調設備設置は、在宅福祉事業ということ考えると、個人の家につけるといふことか。

●高齢福祉課長：シルバー人材センター関係の予算である。現在ふれあい館内に事務室があるが、6月以降は下水道庁舎の現在下水道課の入っている事務所に移転をする予定である。水冷式の空調で老朽化が激しいためエアコンを設置し、排水等への侵入を防ぐために門扉を設置する予定である。

- 村尾委員：高齢福祉事業の報償費に民生委員謝礼とあり、敬老会に関わることかと思うが、民生委員さんには福祉委員としての報酬が出ていて、そういった福祉事業への協力をお願いするが、ここで改めて謝礼とあるのはなぜか。
- 高齢福祉課長：敬老会事業にお手伝いいただいた民生委員さんにほんの気持ちの粗品を謝礼として用意している。
- 村尾委員：お手伝いした時の心づけとかお礼ということなのだろうが、来賓もお土産をいただくがその記念品はどこに入るのか。
- 高齢福祉課長：敬老会記念品に入る。
- 村尾委員：民生委員もそこに入れるわけにはいかないのか。単価が違うとかあるのか。福祉委員として活動をされていると思うと民生委員に謝礼というのは何か違和感を感じる。
- 高齢福祉課長：お礼の意味が込められているため別にしている。敬老会当日に、高齢者の方々を会場から会場へ、バスから会場への案内や、体調が悪くなった方の見守りなどいろいろと対応いただいております、それについての謝礼となる。
- 村尾委員：それは福祉委員として仕事をしていると思われる。そちらには非常勤特別職の報酬が出ているわけで、改めてこのように謝礼と書かれるのは変だな。非常勤特別職の扱いがなければ謝礼は当たり前だと思うが、その辺をもう少しすっきりしていただければと思う。

### 3款1項4目 障がい児福祉費

- 高橋委員：こばと園の利用者数はふえていると思うが、きらら館に移転する時期と移転後の現施設の利用をどのように考えているのか。
- 社会福祉課長：きらら館の移設の時期については、工事が8月下旬から1月頃までかかる予定なので、29年度からの移設を予定している。現在のこばと園の施設については、移転後どのように利用するかについては、今後の検討事項である。
- 村尾委員：移設によって定員がふえる可能性はあるか。
- 社会福祉課長：内容についても、感覚統合という特殊なものに広げていくが、実際に始まった中で定員の変更を。というのも、上三川町で平成30年に施設ができるので、その辺りの絡みもあるので今後検討していきたい。

### 3款1項7目 ゆうゆう館費

- 高橋委員：ゆうゆう館管理事業委託料の施設清掃業務について、去年の4月23日に入札が行われているが、予定価格が191万、入札価格93万5000円であった。この度の791万というのはどのような内容であるか伺う。
- 社会福祉課長：単なる清掃業務が144万5000円、浴室清掃が約260万、館内清掃業務が390万、細かいもので浴室及び厨房の排水管洗浄が60万、脱衣室、機械室及び濾過循環機の清掃が80万、汚水槽清掃が12万6000、大まかに清掃業務は以上になる。
- 高橋委員：4月23日の193万という予定価格、これはどの部分に入るのか。
- 社会福祉課長：浴室の排水管清掃、厨房の排水管洗浄、脱衣室の空調関係、機械室の排油再塗装、濾過循環設備、機械室の給排水清掃、外部汚水槽清掃をまとめて機械室清掃として出していると思われる。
- 高橋委員：それは合計791万6000円で昨年も同じだが、今言った中で昨年入札にかかったのはどの部分に入るのか。
- 社会福祉課長：今述べたほかに、シルバーへの平日の日中の清掃業務がある。それ以外の部分に関して民間の専門業者に委託している。日中のシルバーへの清掃業務以外に、ワックス清掃、窓ふき清掃、機械室の専門的洗浄等の専門的なものを入札にかけている。
- 高橋委員：191万円を細かく割ったところから出している。細かく分けて入札にかけているということか。
- 社会福祉課長：施設清掃の中の791万6000円、この中にはシルバーへの清掃委託と民間への委託とが含まれている。
- 高橋委員：昨年4月23日は193万が93万5000円で落札されていて、前年度ももっと高い191万という形で入札させていたのか。半額だが。
- 社会福祉課長：民間にお願いする委託料については、事前に見積もりを取り、その中から最低料金を上げている。入札の際には、業者の判断でどの辺まで落とせるかは分からないので、あまり低い予算では落札できない場合もあるので、数社から見積もりを取り、その額を予算に計上している。



### 3款2項1目 児童福祉費

○村尾委員：児童福祉総務費の子育て支援事業の中の賃金について、臨時保健師、臨時助産師、臨時職員とあるが、附属資料では利用者支援専門員を1名配置するとあり、どの方がそれに該当するのか。

●子ども福祉課長：臨時職員である。

○村尾委員：次に負担金について、子育て支援員研修の支援員について伺う。

●子ども福祉課長：先ほどの補正予算にもあったように、栃木県に負担する下野市負担金を昨年と同額で計上している。対象となる方は、県が主催する研修を下野市民が受けられるということである。

○村尾委員：こういった講座を受講した場合に、その方の活躍の場は何か予定されているか。

●子ども福祉課長：実際に今研修を受けられている方は、各児童館、学童、子育て支援センターつくしなどで働いている方が受講希望で申し込みをされている。受けられた方と外れてしまった方という。それと子ども福祉課職員及び子ども福祉課にいる利用者支援の嘱託職員が対象となっている。

○村尾委員：委託料で病後児保育事業を済生会宇都宮病院に委託しているが、予算計上されているということは過去においても実績があると思うが、何人くらいが宇都宮まで行って利用されているのか。

●子ども福祉課長：今年度利用と記憶している。

○村尾委員：病気の子どもをどうするかとのことで、職場との関係もあると思うのだが、わざわざ宇都宮まで行くということがとても大変なのではないかと思う。近隣の医療機関にはお願いできないことなのか。

●健康福祉部長：理論的にはあり得ると思う。しかし、病後児対応型も27年度になってやっとできたという段階である。しかも広域で。いつあるかわからない、しかしやると手を挙げたからにはそれなりの人員を確保しなければならない、そういうジレンマの中でやっていくので、病気の子どもを置いてまで仕事をするのはどうなのかという考え方もあるし、多分ここで想定しているのは代替のきかない特別な方、医師とか弁護士とか、そういう方を想定しているのであって、一般的な方までを広く病児を受け入れるまで想定していない事業である。理論的には、近くにあったほうが良いので、近くの医院に委託する方が便利だ

が、受託した医院はそれなりのスタッフを確保しなければならない。その中の調整で、栃木県の近隣である県央地区の市町ですが、広域委託によってはじめてこれができるということなので、現実的にはハードルが高いと考える。

### 3款2項4目 保育園費

○出口委員：貸付金保育士等就業奨励金で、附属資料39ページに自宅通学者2人、自宅外通学者3人と書いてあるが、これはあくまで積算根拠なのか。それとも、これで決定なのか。

●こども福祉課長：28年度新規事業ということで考えた。単価については自宅から通う方、自宅外のアパートなどから通う方で差をつけている。この単価で進めたいと考えている。

(見込みだと言えればいい。)

○出口委員：聞こえた。例えばこれが積算だとすれば、自宅のほうに希望が多かった、自宅外が少なかった。自宅外が1人の場合、自宅通学5人まで予算内で納まるといったことも可能なのか。

●健康福祉部長：これはあくまでも積算の見積もりなので、自宅、自宅外の設定もしておらず、予算の枠の中で基本的には運用していくということを考えている。ただし、県内でも小山市、下野市が取り組んで、新聞に出た後県北からも問い合わせがあったが果たしてこれが適切かどうかというのも、新聞では青田買いではないかという指摘がされている事業なので今後慎重に下野市内の保育士の確保状況等を十分に精査しながら検討していかなければならないと思っている。無制限に拡大するというものでは決してないと思っている。

○出口委員：青田買いであれば、まだいいと思う。下野市にとって。1年の修学の場合は1年の勤務で免除、2年の場合は2年とのことだが、1年というのは使えないのではないか。要は、1年では実務研修レベルみたいな。学校で勉強もさせてもらって、実務でも勉強させてもらってという状態でしかない。私も年少の子をもっているが1年生の保育士は正直すごく不安だ。右も左もよく分かっていない感じもする。1年で免除になってしまうということは、それを経てどこかに長く就職された日には、これはただの修学奨励金みたいな形にもなりかねないので、そこのところだけ注意していただきたい。総括質疑で塚原議

員も1年ではなくてももう少し長く採るべきと。その辺も運用を見ながら、完全に決定という形ではなくて、考慮していただきたい。

●健康福祉部長：この事業を創設した経緯というのは、下野市に置かれた立地条件を十分に考慮しなければならない。北に宇都宮市、南に小山市がある。いま車を利用すればどこへでも行ける。高いところから低いところに水が流れるように賃金の低いところから高いところへ流れてしまう。下野市の立地条件を十分に考慮しなければならない。もう一つ、修学奨励金についても小山市が同制度を一下野が参考にしたが一小山市より厳しくすると利用者が果たしてどのくらいいるのだろうということも十分考えた。少なくとも同程度にして同じ土俵で戦わなければ、なかなか集められない。学卒が入ってきて即戦力になるのか—これは確かにある。ただし、我々が想定しているのは、特にゼロ、1を確保したいと思っている。認定こども園、保育園に新人が入っても、その人が即、ゼロ、1になるとは限らないし、保育園としては新人でもできることがあるのでその中で比較的ベテランの方がやることによってそれなりの人数が確保できるだろうという考えのもとに創設をしたということで、この修学金制度は慎重にも慎重を期して、先を読みながらやっていくべき事業だと自覚している。

○出口委員：逆の観点から。ずっと勤めようと思って市内の保育園に就職したけれど、途中で病気や突然の介護などやむを得ない事情でやめざるを得なくなったといった場合では免除されないのか。

●健康福祉部長：現在、最終的な要綱等を詰めているが、そのような条件の場合には期間を後ろにするか、それができないのであれば返還は原則だが、要件が—例えば交通事故に遭ってしまったとか、病気になってしまったとか個々の条件は十分に斟酌して対応していきたいと思っている。

○村尾委員：条件で、下野市在住の人とは限っていないですね。だから、下野市で就職しようと思う人は、どこに住んでいても対象になるのか。

●健康福祉部長：そのとおり。下野市民に限らず、下野市内の公立市立を問わず施設に就職していただければいい。

○村尾委員：県外でも可能か。

●健康福祉部長：可能である。

### 3款2項6目 放課後児童健全育成費

- 高橋副委員長：学童保育室整備事業。学童保育に一週間に1回、月に1回でも現在は預けられないということだ。子供をどこにも預けられないという形があるようだが、今後も一時預かりの形はとっていかないのか。
- こども福祉課長：学童保育の申し込みの時にいろいろな相談を受け、その方が何曜日に必要だとか、月曜日から金曜日まで一毎日ではなくても一何曜日が必要ということで丸をつけて申し込んでいただく場合もあるので、その方によって預かりの仕方も変わってくると思うが、まずは相談していただいて、担当のほうでも話を聞いてどういう預かり方がいいのかということをやっている。お試しというか、子供によっては来てみて、学童を利用してみるということもやっている。

### 3款2項5目 児童館費

- 村尾委員：児童館事業、工事請負費の南河内児童館施設改修の内容を伺う。
- こども福祉課長：今夏は3ヶ所改修する予定だ。1カ所は玄関前の児童館入口のところの外の部分が雨に濡れると滑ってしまうので、きれいにして滑らない塗装をする。二つ目は玄関のところには張り出しの屋根があるが一透明なアクリル板のようなものだが一それがかなり古くなってしまい張りかえる。三つ目は児童館の西側に濡れ縁のようなものがあり、西側の築山の土が崩れて濡れ縁の下に入り込み、濡れ縁の板が腐ってしまうということで、濡れ縁の下に水が入らないよう間に溝を掘る改修を考えている。

### 3款2項4目 保育園費

- 村尾委員：補助金の多様な事業者の能力開発事業費とあるが、事業内容を伺う。
- こども福祉課長：障がい児保育の補助事業である。認定保育園で障がい児を預かった場合に、1人当たりひと月6万5,300円を補助する。あわせて幼稚園ではばたき支援事業で1万円などがあるが、それを合わせてここでは6万5,300円を園に補助する。
- 村尾委員：これは幼稚園に補助として支出する一つの事業だけなのか。自立支援と休日保育も含まれていると、それとはまた違う事業なのか。

- こども福祉課長：認定こども園等に補助するものは、延長保育事業、実費徴収に伴う補足給付事業、一時預かり保育事業、1歳児保育担当保育士事業が補助事業として園のほうに市から補助する。この中に、多様な事業者の能力開発事業補助金ということで認定こども園の特別支援教育経費として1人当たり6万5,300円を園に支払う。補助率は、国、県、市が3分の1ずつである。障がい児保育補助費は市単独の事業として、今回計上している。新制度において支援が必要な障がい児のお子さんに対して、園によってはこの補助が受けられなくなってしまう場合があり、お子さんがどこの園に入っても、補助が受けられるように考えたもので、該当しないところには市単独事業を使っていただいて、金額は同じように7万5,300円というふうに考えている。

#### 4款1項1目 保健衛生総務費

- 村尾委員：地域医療体制整備事業の報償金、地域医療在り方検討委員会で検討される内容の中には小山広域の北部と言ったらいいのか、休日夜間急患センターの設置に向けた検討はされているのか。
- 健康増進課長：下野地区の夜間診療所のこともありますが、今現在、今までの経緯の中で医師会とか自治医大のほうからいろいろと協議した結果で、市のほうで市民の方への啓発ということで、今年度は講演会とか市のチラシをつくり市民啓発するとか広報に連載するとか行っているが、いま小山市にあったものが南に移転して、これから利用状況とかそういうものを考え—急患センターは医師会や自治医大の協力ができないため—やはり下野市にもそういったものが必要ですねといった機運が高まるというか、そうなった時に、検討委員会が開催できればと思っており、地域医療の全体の中で検討できればと考えている。
- 村尾委員：予算はとっているが即この検討委員会を開催するというわけではないのか。
- 健康増進課長：予算はとっているが市がいくらやると言っても医師がいないとできないので、医師会なり自治医大なりの協力が得られるというか、そういった熟度が高まってきたときにこの委員会が開けるのかなと思っている。
- 村尾委員：確かに講演会も開催され啓発事業をやられているということは認識

するが、市民の熟度はどうやって判断するのか。

●健康増進課長：一つは急患センターが今度小山市神鳥谷というところに移転したが、今までの利用状況から下野市の利用状況が明らかに減ってきているので、こちらにもそういった施設が必要ではないですかというような意見とか話とか機運が高まった時にこの委員会を開ければと思っている。

○村尾委員：これまでもこの休日急患センターを利用する市民の方はあまり多くなかった。元が少ないのに、それよりさらに減りましたという実績を示すのは、一次、二次、三次の利用の仕方というのを、啓発を片方ですていたら、現状維持ということもあるかもしれない。そうしたらなかなか市民の間でこの医療機関の利用の仕方への関心、熟度が高まったという判断をするのは難しいのではないか。

●健康増進課長：いま啓発しているのは、軽症な方が自治医大に掛かったりとかそういうことがないようにということで、かかりつけを持って普段から先生と相談して—このような時はかかりつけ医に行くとか—小金井中央病院や石橋病院は当番医を持っているので、夜間とかいう場合にはそれに掛かってもらうとか、急患センターに行ってもらおうとか。それで人数が減らないということであれば、それは市の啓発がうまく行き市民の意識が高まったのかなというところもあるのかと思う。

○村尾委員：そういう結果になってきたら、北部に休日夜間急患センターはいらないということか。

●健康増進課長：いないということはないと思うが、その中でも、いま市民の方がいろいろ自分で救急医療の事が分かってきて、適正な受診を図れるようになってきたとしても石橋から行くとかかなり時間がかかるので、そういう状況の中でもこちらの地区に必要ないではないかというような機運が高まってきたという時には検討委員会を立ち上げるようになるかと思う。

○須藤委員：AED整備事業で、耐用年数5年を迎える機器を交換するとあるが、去年は12台新しく設置しているようだが現在全体では90台くらいのAEDが設置されているのか。今年度、交換予定の台数はどのくらいになるのか。

●健康増進課長：ことし交換する台数は11台である。現在、市では81台設置している。

- 須藤委員：今年度は交換ということだが、新しく設置する考えはないか。
- 健康増進課長：新規の場所はない。
- 須藤委員：地域の自治会の施設だが二日に1回の利用頻度があるような施設がある。そういったところで、AEDの設置を考えてもらえないかという話もあるが、設置については公共施設でないと設置はできないという話もうかがっているが、地域の自治会の施設への設置というのは考えられないか。
- 健康増進課長：あくまでも市の公共施設に設置しているので、地域の施設などへの設置は今のところ考えていない。
- 須藤委員：地域の自治会で、二日に1回はその施設に事業なり講演会なりいろいろなことをやっている。そういったところへも考えてはどうかと。あくまでも公共施設ということにこだわっていくか。
- 健康増進課長：公共施設への設置ということで健康増進課では考えている。
- 須藤委員：地域の中でAEDの操作の講習会なども地域でやっていて、地域の人の集まりの中で何らかのそういうことがあった場合に利用できないということがあったら大変だなと。その地域の近くの公共施設まで探しに行かなければならないということになるので、ぜひそういうことを考えてほしい。ある程度は分かっているが、この周辺ではどこにAEDが置いてありますと周知徹底を。特に外にいた場合に分からない場合があるのでそういうことも考えていただきたいと思うが。
- 健康増進課長：設置してある場所が分からないと使うこともできないと思いますので、何らかの形で周知ができればと思う。
- 須藤委員：ぜひお願いします。

#### 4款1項2目 予防費

- 出口委員：予防接種事業費で、任意予防接種の極一部だが助成されることになった。しかしながら季節性インフルエンザへの助成が含まれていない。全額自己負担になっているが、これに対して助成することへの考えを伺う。
- 健康福祉部長：おたふくかぜとロタは27年度から導入したがその際に指摘があったインフルエンザと肝炎についても検討を加えた。そのうちの肝炎については国のほうでも検討が進み定期接種化となるので、残るはインフルエンザをど

うするかということになるかと思う。当時、検討した過程の中で乳幼児はインフルエンザの予防接種をして発症を阻止できると言われているのが20%から30%ということのようだ。他のワクチンのように1回打てばどうということではなく毎年毎年打ってもかかることが非常に多いというようなこともあり、県内では助成しているところもあるが、27年度予算計上時はそのような仕分けをして、とりあえず見送った。ただし、予防注射を打ったとしても、なったと仮定しても毎年打つというのは費用負担が高いということになるので、それらについてももう少し検討したいと思っている。

○出口委員：効果が何%というのがあったが、私が統計を取ったわけではないが過半数くらいは打っていると思う。はやっているので検討していただければありがたい。

延会



－ 第2号 －

○会議日時 平成27年3月4日（金）午前9時30分～午前11時30分

○場 所 国分寺庁舎302・3委員会室

委員の出欠状況（出席＝○ 欠席＝×）					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	大島昌弘	副委員長	○	高橋芳市
委員	○	出口芳伸	委員	○	須藤 勇
〃	○	松本賢一	〃	○	村尾光子

出席6人 欠席0人

説明のため出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
教育次長	野澤 等	健康福祉部長	小口英明
教育総務課長	若林早苗	学校教育課長	梅山孝之
生涯学習文化課長	増渕晴美	スポーツ振興課長	坪山 仁
社会福祉課長	山中宏美	こども福祉課長	落合好枝
高齢福祉課長	川俣和子	健康増進課長	谷田貝明夫

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	川俣廣美	議事課長	黒川 弘

○議員傍聴者 磯辺香代

○一般傍聴者 なし

### 3 事件

(1) 付託事件審査について

質疑・意見

[歳出]

**10款1項2目 事務局費**

- 高橋委員：学校教育運営事業における学校医及び薬剤師の報酬について、市内には何名の医師が担当しているのか。
- 学校教育課長：今回報酬を改正するのは学校薬剤師である。薬剤師については各学校1名ずつ。内科医についても各学校1名で300名以上の学校は2名。延べ24名になる。歯科医、耳鼻科医、眼科医についても各学校1名である。
- 村尾委員：学校薬剤師の報酬改定について、ここに計上されているのは改定前であるか。
- 学校教育課長：改定後の7万3,300円で計上している。
- 村尾委員：中学校部活動への補助金が計上されているが、これはどのような方式で補助をするのか。
- 学校教育課長：4中学校の体育部、文化部を問わず部活動に加入している人数により一人当たり2,000円を各学校に補助している。
- 村尾委員：それは実際に部活動に交付されるもので、個人あてに行くものではないということか。
- 学校教育課長：各学校から部活動ごとの人数の報告があり、その合計で学校に一括で交付する。学校では各部会計に振り分け、個人からの部費等もあると思うが、あわせて運営をしているようである。
- 村尾委員：児童生徒就学援助事業の対象者は近年どのように変化しているか。
- 学校教育課長：28年度の見込みは135名で計上している。人数については毎年同じよう大きな変更はない。

**10款1項2目 事務局費**

- 出口委員：奨学金貸付事業について、前年度に比べ倍増しているが、応募がすでに11人いるとの話だが、高校生、大学生の内訳を伺う。
- 教育総務課長：大学生が7人、専門学校生が2人、高校生が2人である。
- 出口委員：専門学校は大学に準ずるということでよいか。

●教育総務課長：その通りである。

○出口委員：昨年に比べふえた理由が、使い勝手がよくなったということ一特に入学一時金が創設されたことなのかなと思うが、どういう形態のものが一番選ばれたのか。

●教育総務課長：11人のうち、入学一時金の利用者が6人であった。そのほか、大学生の月額5万円の方が5人となっている。

### 10款 1項 3目 教育研究費

○村尾委員：学校教育サポート事業について、附属資料では夏休み中に補習を行うということで、その時に不登校生徒も一緒に行うとあったが、これを受講するのは希望者になるのか。また指導体制について伺う。

●学校教育課長：対象者はサポートセンターに通級している方を対象に、実は今年度も新しい試みとして夏休みに、新学期に不登校を避けるためにサポートセンターのほうに自主学習を試みた。来年度は各学校において復級を目指すためそれを学校で行いたい。その際不登校とは別になるが、各学校で特別に授業についてこられない、遅れている方も一緒にやればよいなということで事業を計画しているところである。指導体制については、サポートセンターの非常勤職員の勤務日数を見直すことにより実施をしたいと考えている。

○村尾委員：場所は各中学校で。指導するのは指導教室の指導員が出向いてということになるのか。

●学校教育課長：28年度は各中学校で行いたいと思っている。サポートセンターの職員が出向いて行うが、場合によっては、学校に来ている日直の先生の支援もいただければとの考えもあるが、その辺は未調整である。

○村尾委員：何日くらい開講する予定か。

●学校教育課長：サポートセンターで実験的に行ったと話したが、今年度は16日間実施した。出席については来られなかった日もあったので、短期的に集中的にやるのか、来ても来られなくても長い日にちを設ければよいのかこれからの検討になるが、日数的には10日以上を考えている。

○須藤副委員長：ユースサポート事業における学習・生活・部活動支援員謝礼について、教員の部活動対応が大変であるとのことでの支援員も含まれているか。

- 学校教育課長：大学との調整により、一主に白鷗大学、宇都宮大学になるが一将来教員を目指す学生の派遣をいただき、学校での学習、生活、部活動の支援をいただいているものである。謝礼として1回当たり交通費も含めて1,000円ということで実施している。事業の主旨は、学校に対する教員への支援、将来教員を目指す学生を育てると、学校現場で実習とは別に経験を踏むことにより教員としての自覚と技能を育てるということで行っている。
- 須藤副委員長：一般の方の部活動支援員についても謝礼等はないのか。
- 学校教育課長：ユースサポート事業以外に部活動の地域の方々からの支援を受けていることは一部把握しているが、市の事業としてお願いしている部分はなく、学校が独自に依頼していると聞いており、教育委員会では詳細は把握していない。
- 須藤副委員長：教員の負担を減らすためこのような事業も必要ではないかと感じた。了解した。
- 村尾委員：小中一貫教育推進事業としていよいよ協議会が立ち上げられるが、委員の構成は決まっているか。
- 学校教育課長：現在設置要綱案を作り、設置に向けて準備を進めているところである。委員の人数は15名以内、構成は各小中学校から校長、保護者代表、教育委員、地元幼稚園、地元議員、地元自治会、宇都宮大学との連携により准教授を考えている。

#### 10款 1項 4目 学校給食費

- 高橋委員：中学校給食管理事業について、7月17日に南河内第二中への入札を行っているが、この時期に実施しているのはなぜか。
- 教育総務課長：第二中は27年9月から委託契約を行っており更新時期が7月までとなっているためである。
- 教育次長：給食については長期契約3年となっている。夏休みの終わった9月からになるのは、仮に業者が替わった時にその期間が必要になるため、夏休みを隔てて契約をすることになっている。よって入札は7月に行われる。

#### 10款 2項 1目 学校管理費

- 村尾委員：小学校共通管理事業の中に就学時健康診断医師の賃金があるが、報酬ではなく賃金となっていることに何か意味はあるのか。学校医ではない方をお願いしているということなのか。
- 学校教育課長：学校医として在学児童生徒の健診等を行っているが、これはまだ学校に入っていない未就学時の健診ということで、実際には通常の学校としての業務としているものとは別に来ていただいているため、賃金として支払っている。
- 村尾委員：学校医となっている方をお願いするが、呼び方が違うということが。単価はどうか。
- 学校教育課長：賃金については、健康増進課の健診等も同様と思うが、3万円ということをお願いしている。

#### 10款 2項 1目 学校管理費

- 須藤委員：小学校施設整備事業について、古山小学校の築山撤去があるが、数年前から危ないので撤去するように話をしていたと聞いていたが、これは卒業記念の築山なのでなかなか壊せないという話も伺った。そういったことはクリアされているのか。
- 教育総務課長：現在築山は大変危険であるということで、登れないようロープをかけている。学童保育室の近くでもあり、子供たちが遊ぶときに危険だ聞いており、今回撤去ということになった。先日、校長先生と教頭先生に話を伺ったところ、特に侵害はないのではないかとのことであった。つくられたPTAの方たちの調整については学校にお願いしたいと思っている。
- 須藤委員：桜の木を1本切るにしても記念樹であったりとか、よく学校側から話を伺っているが、学校でその辺のところは。あそこにはプレートがあり何年ということもわかるので、調べることもできると思う。そういうことであれば結構です。

#### 10款 2項 1目 学校管理費

- 村尾委員：各小学校の中に光熱水費が計上されている所とそうでない所がある。ガスのお金を各学校にもっているということでしょうか。

- 学校教育課長：祇園小と緑小にある光熱水費については、この2校が都市ガスを利用しているため計上している。ほかの学校はプロパンガスのため、燃料費となる。
- 村尾委員：それでは祇園小と緑小にある燃料費は灯油になるのか。
- 学校教育課長：灯油等になる。

### 10款3項3目 学校改修費

- 村尾委員：中学校改修事業の中に石橋中の改修計画策定業務があるが、改修計画とはどういうことなのか。
- 教育総務課長：石橋中学校は構造上教室以外が外部というような状況であり、特殊な構造になっている。雨風の吹き込み等、廊下の痛み、鳥のふんなどによる衛生面からも不具合が生じており、早急な改善が必要だということになっている。改修をするにしてもどのくらい費用がかかってどのような方法がとれるかということを経験家の立場で考えて頂くため一吹き抜けに壁をつくるとなると建築基準法や消防法などの法的な課題もあるので、そういったことを勘案して、いろいろな観点からの検討を加え改修方法や概算費用、改修時期、仮校舎が必要となるのかどうか、それらを含めて総合的に計画を立て金額を出し一それから先は、実行するかどうかはまた検討することになるが一策定をしたいと考えている。
- 村尾委員：基本的なこと、根本的なところを計画策定することのようだが、委託策は当然、石橋中学校を設計した所ではない設計会社に委託することになるのか。
- 教育次長：委託先については、中学校を設計した事務所が現在ない状況なのでそこは外れるかと思う。
- 村尾委員：入札で決めるのか。
- 教育次長：入札を考えている。
- 須藤委員：東西南北の空間をふさぐということは考えられないのか。例えばアクリルなどで、鳥などが完全に中に入れないように。今までの網をはるなどではだめなことは承知していると思うが。
- 教育次長：南北についてはある程度ふさげるかなと思っているが、東西につい

てはあまりにも空間が大きくてふさぎようがない状況である。また、廊下に壁をつけても、構造物をつくと安定検査などが必要になってくるので、全体的な形ではなく校舎ごとに検討していきたいと考えている。

### 10款 5項 1目 社会教育総務費

- 須藤委員：社会教育事業における補助金で、地域婦人会及び生活学校やよい会とあるが、活動内容について伺う。
- 生涯学習文化課長：地域婦人会は現在国分寺地区の女性の方の会である。総会資料によれば会員は70人である。交通安全父母の会も兼ねており、市のボランティア活動にも参加されている。生活学校やよい会は南河内地区の方の会で、講演会や教養を高めるための分野で活動をしている。
- 村尾委員：生活学校やよい会については27年度は補助金を辞退したと思うが、28年度もたぶんそうではないかと思うが、いざという時のためのものか。
- 生涯学習文化課長：そのようにしたいと思う。

### 10款 5項 3目 文化財保護費

- 高橋副委員長：下野国分尼寺跡保存事業について、土地購入費が計上されているが、購入場所を伺う。
- 生涯学習文化課長：尼寺跡敷地の東側、田畑があるところ一淡墨桜が咲いている東側の所の一角に土地がある。5,254平方メートル、4件の地権者がいるが、そこを今回計上した。
- 須藤委員：市内遺跡発掘調査事業の中に兎山城跡発掘調査業務、兎山城跡現況測量図作成業務、兎山城跡基準杭設置業務が計上されているが、発掘調査についてはどのあたりを行うのか。全体なのか。
- 生涯学習文化課長：場所は決まっていない。
- 須藤委員：そうすると、とにかく全体をこれから始めるということになるのか。測量して発掘する場所を決めるのか。
- 教育次長：まず発掘する前に現況測量等が入り、高さや境界等を確定する。どこから発掘するかは今後の検討になってくると思うが、学芸員のほうの専門的な考え方で進められると思う。

- 須藤委員：地域の方たちからも、地域おこしの核としていくということで話をしている。過日、市内の方々にも現地を歩いていただき、こういう素晴らしいところがあったのかということを感じとっていただいた方がたくさんおられたと伺っている。そういった中で、ここを一坪購入運動により市で運営するような形にすることができないかという方もいた。また、逆に県の史跡なのでそれは無理なのではとの意見も出ていた。このことについてはどのように考えるか。
- 教育次長：児山城跡は県指定になっており、県の指定区域がかなり狭い区域になっている。後は私有地になっているが、一坪運動が反映できるかどうかは検討したいと思うが、地元の核としてという点については、歴史文化基本構想の中で児山城跡、また箕輪城跡、そういう部分についても関連性を持って計画をしていきたいと考える。
- 須藤委員：国のほうでも1つの史跡うんぬんではなく、地域性をもった中身の補助が可能だと、国ではそう進められていると伺っているが、周辺の方々も協力するからぜひそういう方向で進めてくれと伺っているので、ぜひ止まることなく進めていっていただきたい。

#### 10款5項4目 資料館費

- 村尾委員：資料館管理運営費。風土記の丘資料館と薬師寺歴史館の職員体制を伺いたいのですが。
- 生涯学習文化課長：下野風土記の丘資料館は、再任用によりまず館長1名、嘱託員として週30時間勤務します非常勤嘱託員を2名配置しております。薬師寺歴史館につきましても、同様な人数の配置となっております。風土記の丘資料館におきましては臨時職員が配置されておまして、1名多い状態です。
- 村尾委員：薬師寺のほうでは開館15周年記念イベントをやるようですけども、大きなイベントを控えて臨時職員は風土記の丘だけでよろしいのでしょうかと思ったのですが。相互に連携してやることはあるのですか。
- 生涯学習文化課長：15周年記念事業は、平成13年に開館して28年度15周年を迎えるということで、下野薬師寺の地域を題材にした能「宍戸」を復曲し、新庁舎のロビーで5月7日に開演することになっている。事業については実行委員を組み、実行委員の方と生涯学習文化課の職員に歴史館の館長が加わるという



ことで、準備のほうはそのスタッフでやるので、当日の準備に嘱託員が入るということになるので、そういったことの心配はないと考えている。

- 教育次長：補足説明になるが、下野風土記の丘の臨時職員が多いというのは、テーマ館機能を風土記の丘資料館に持ってきた。その人数がそちらに入っているということである。
- 村尾委員：テーマ館に収蔵したものを移すということだが、そこでは展示されるのか、それとも倉庫に保管されるのか。
- 教育次長：展示も考えている。

#### 10款5項6目 図書館費

- 高橋副委員長：図書館管理運営事業における施設清掃業務の委託料について、図書館や公民館もそうだが、同じ業者が請け負っていて半額近い金額だったが、予算に反映されているのか。
- 教育次長：設計書をつくる上で見積もりをいただいている。入札参加の中の会社から見積もりをいただき、それで設計書をつくっている。今回の見積もりもどのくらいの面積を清掃すればいいか一清掃でいくらというのは、基本的には今回の予算の金額で出てきている。入札で半額になったというのは、競争の原理が働きその中で業者が採られたものというように判断しているので、予算については、やはり執行できる予算を取っておく必要があるので、このようにしている。

#### 10款6項2目 体育施設費

- 村尾委員：体育施設管理事業。それぞれの体育館の管理体制というのは、28年度は大きく変わるところがあるのか。
- スポーツ振興課長：石橋体育センターについては、スポーツ振興課がスポーツ交流館に常置しているので、スポーツ振興課で管理はやっているが5月6日から新庁舎にスポーツ振興課が入るので、体育センターの管理については、総合型スポーツクラブのグリムの里に管理と貸し出しの委託を考えている。
- 委村尾員：28年度当初予算で管理の委託費はどこかに計上されているか。
- スポーツ振興課長：予算書199ページの体育施設管理事業の委託料の中に含ま

れている。

#### 10款6項1目 保健体育総務費

- 村尾委員：スポーツ振興事業。借上料のパブリックビューイング機器借上というのは、どういうことを想定しているのか。
- スポーツ振興課長：昨年12月に下野市出身の柔道家の高藤選手が東京グランドスラムで優勝した。ことしの8月にリオのオリンピックが開催される予定だ。まだ出場は決定していないが出場になった場合、市として応援していきたいということで8月6日に柔道の大会が開催される予定になっており、フジテレビで放映されるということも決まっているようなので高藤選手がリオのオリンピックに出場し大会に出るということであれば、新庁舎でパブリックビューイングという形で応援をしていきたいと考え、その機材等の借り上げ料という形で計上した。
- 村尾委員：これは新庁舎の1階か、会議室か。
- スポーツ振興課長：1階のロビーを考えている。

#### 10款6項1目 保健体育総務費

- 出口委員：スポーツ振興事業における補助金、各団体の区分を伺う。
- スポーツ振興課長：体育協会及びスポーツ少年団については下野市内のスポーツ振興に寄与されている一般団体である。具体的には、体育協会は運動会や駅伝大会、マラソン大会等の行事の主催をしていただいている。スポーツ少年団は少年のスポーツ振興に寄与している。少年たちの指導育成をしていただいている。グリムの里スポーツクラブは地域に密着した子どもから高齢者までスポーツの振興事業を行っており、今年度中にはNPOを取得する予定である。
- 出口委員：市のほうの監督責任—ガバナンス体制はできているのか。たとえば役員を派遣するとか、どのような形で市は—結構な額の補助金を出しているのでそれなりの統制というものをどのような形でガバナンス体制を。
- スポーツ振興課長：体育協会とスポーツ少年団については事務局という形でスポーツ振興課が関わっている。会計管理もスポーツ振興課がやらせていただいている。

○出口委員：事務局をされているので問題ないとは思いますが、事業計画とか会計書類関係はもちろん提出されているということでしょうか。

●スポーツ振興課長：会計監査を受けながら事務局で管理をしている。

### 10款6項2目 体育施設費

○須藤委員：大松山運動公園拡張整備事業、土地購入費。西側道路拡張ということですが原野、田4筆とある。どの辺の所になるか。

●スポーツ振興課長：図書館の南側の山林の部分の4筆の購入を考えている。今年度田んぼと畑の購入を考えているが、地権者の方には了解を得ているが相続の関係で契約が遅くなっているところがある。その購入費ということで計上している。

○須藤委員：西側道路ということで将来的には正門が西側になると、昨年か一昨年現地調査の際に話があり、この辺の道路が拡張され入口ができるということだが、その件についてはまだ進んでいないのか。

●スポーツ振興課長：去年12月の現地調査だったと思うが、実は基本設計の部分で決めた時は国道352号線からの出入りをメイン道路と当初は考えていた。その整備をどう進めて行くかということで、栃木土木事務所あるいは警察と協議する中で、あそこは片側2車線の道路になっており、交通量もかなり多いということで、幅広く出入り口をつくろうと計画はしていたのだが、信号機がかなりまめで、特に右折する場合危険だという状況があった。そういったことを鑑みてメインスタンドである陸上競技場の正面に区画道路が1本ある。そこを広げることによって真正面にメイン道路が入ってくる。それから西側の道路を拡張することによって交通量もかなり少ないので一そちらをメイン道路としたらどうかということで西側の入り口の整備を考えている。

### 10款6項2目 体育施設費

○村尾委員：運動場改修事業について、国分寺運動公園のランニングコース整備の要因は、部活動などで生徒が公道をランニングしていることだったと思う。第二中学校周辺の住民の方から、やはり生徒が歩道や車道を走っている例が結構あるとのことであった。市街地の中の公道でランニングをするというのは危

ないのではないかという声を聞いたのだが、そういうことに関して学校ではどのような配慮、対策を講じるのか。第二中学校の近くには祇園原公園や諏訪山公園があるのでそこに行って走るといった手段もあるかと思うが、公道を走ることについてはどのように考えるのか。

- 学校教育課長：国分寺運動公園のランニングコースについては学生も走るが市民の方も走るコースということで整備されると思うが、ほかの学校でも学校の周りを走ることがないとは言えない。ただし、部活動については生徒の安全の確保を第一に、ということを行っているので、長距離を走る種目によっては必要があるということでの練習の一環とは思いますが、安全の確保についてということで、各学校の練習状況を確認した上で指導をしていきたい。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第11号 平成28年度下野市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
------------------------------------

質疑・意見

[歳出]

**7款3項5目 生活支援体制整備事業費**

○村尾委員：生活支援コーディネーターはもう決まっているのか。

- 高齢福祉課長：地域をよく知っている方、高齢福祉に詳しい方、そういった方を現在探している。

○村尾委員：28年度は1名分になるか。

- 高齢福祉課長：そのとおりである。

**7款3項5目 生活支援体制整備事業費**

○村尾委員：生活支援体制整備協議体の委員構成は決まっているのか。

- 高齢福祉課長：現在考えているのは、学識経験者、民生委員、自治会連合会等の方や福祉施設の方。合計で12名程度と考えている。

**7款3項5目 生活支援体制整備事業費**

○村尾委員：地域ケア会議の委員謝礼が計上されているが、これまで一般会計で計上していたものが介護保険特別会計でやるということになったのか。

●高齢福祉課長：28年度、地域支援事業の中で地域ケア会議を開催することとなっている。28年度以降介護保険特別会計で計上することになる。

### 7款3項6目 認知症総合支援事業費

○村尾委員：認知症初期集中支援チーム医師謝礼が計上されているが、医師が支援する内容を伺う。初期集中支援に関し、どういう事業を進めていくのか。

●高齢福祉課長：活動趣旨としては、複数の専門医が認知症が疑われる方や家庭を訪問しアセスメントや家族支援の初期対応について相談に乗る。下野市には認知症サポート員が4人いる。サポート員を中心に相談があった時にはサポート員と包括支援センターの職員、各包括に1人ずついる認知症地域支援推進員により今後どのような方向に持っていけばいいかということを決めていく。

○村尾委員：相談を受けた後、サポート員が家庭訪問するのか。それともチームで家庭訪問するのか。

●健康福祉部長：チームは医師と医療職、社会福祉士等の3人で組む。医療職と社会福祉士等が相談を受け、サポート員である医師は医学的な助言をすることが主な役割である。地域支援推進員は地域とチームをつなぐことが主な役割である。

○村尾委員：サポートチームはどこにいるのか。

●健康福祉部長：医師会の協力を得て4人のサポート員を置くことができた。3包括には医療職と社会福祉士がいるので、各包括に1チーム、計3チームを考えている。

### 総括

○村尾委員：地域支援事業が前倒しで28年度からということだが、このことにより予算上大きく変わった点はあるか。

●高齢福祉課長：予算上はあまり変わりなく数字上出てはいないが、包括ケアシステムは10年をかけて構築するが、1年早まるので、構築に向け具体的な準備を始めることができると思う。介護認定の更新が来て、次また更新をする場合

に、今まで6カ月だったものが最大1年まで伸ばすことができるので、利用者の負担等が軽減されるのかなと思う。

○村尾委員：保険給付から市町村事業に移るというふうに大きく言われていたので、介護保険の支出が減って市の一般会計からの支出がふえるかと思ったのだが、それは大したことはないということか。

●高齢福祉課長：1年かけて変わってくるので、成果が出るのは何年か先と思う。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第12号 平成28年度下野市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

質疑・意見

[歳出]

1 款 サービス収入

○高橋副委員長：サービス収入が250万円程度ふえているが、要因は。

●高齢福祉課長：利用者がふえている。27年度の実績をふまえ計上した。単価も上がり、新規が7,606円、更新が4,404円となった。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第35号 下野市児童館条例の一部改正について

質疑・意見

○出口委員：第1条で準ずる施設とあるが、国の定める基準を満たさないためであると前回説明を受けたが、具体的にどういう部分が満たさないのか。

●こども福祉課長：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、集会室、遊戯室、図書室を設けなければならない。旧テーマ館への移転に当たり児童館を名乗らずにこどもの広場いしばしとした理由は、旧テーマ館がワンフロアとなっており各部屋が整えられないからである。

- 出口委員：その3部屋はすべてないということなのか。
- こども福祉課長：ワンフロアのため各部屋が設けられない。
- 出口委員：ワンフロアに各機能はあるということか。
- こども福祉課長：図書コーナーなどは設けられるが、区切った部屋として設けられない。
- 出口委員：要は危険性がなければいいので。耐震基準は大丈夫なのか。  
(大丈夫、との声)
- 出口委員：第10条について、必要な事項を規則で定めるとあるが、規則の改正も同様なのか。文言の変更だけなのか、内容的に変わる部分があるのか。
- こども福祉課長：条例に従って文言の変更がなされる。
- 健康福祉部長：こどもの広場が追加されることに伴い、改正を要する項目は他にはなかったと記憶する。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第36号 下野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

質疑・意見

- 村尾委員：新しい施設だと思うが、指定療養通所介護事業所は、市内にどのくらいの事業所数を予想するか。
- 高齢福祉課長：県内でも宇都宮市に1カ所のみとなる。
- 村尾委員：条例には指定地域密着型通所介護事業者が報告や評価、要望、助言等について記録を作成し公表しなければならないとあるが、誰に向けてどのような形で公表するのか。
- 高齢福祉課長：利用者や市民に向け運営推進協議会の会議録などを施設の入口などに貼っているところ、ホームページで公表している所もある。
- 村尾委員：その施設に行けば閲覧できるということか。
- 高齢福祉課長：そういうことになる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第37号 下野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

質疑・意見 なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第38号 下野市敬老祝金条例の一部改正について

質疑・意見

○村尾委員：一律5,000円と決めたことで、28年度の支出額が抑制されたと思うが、高齢者人口がふえていく現実があると次年度以降、せつかく削減をした分がふえていくと思う。さらなる見直しをする必要が出てくると思うが、どのように考えるか。

●健康福祉部長：今回の見直しに伴い約300万円の削減効果があった。しかしながら、単純計算でも毎年度100万円以上ふえていく状況になる。今回の見直しに当たり、県内の同種の祝い金を調査した。対象者を絞る、金額を低くするなど千差万別であった。市長とも協議したが、敬老祝金はいくまでもお祝いの気持ちであって、決して金額ではないだろうと。今回は対象者を絞ることなく祝いの気持ちを示すことにより趣旨を達成したいと考えている。ただ、ある程度の時期がきたらもう一度検討する必要があると考える。

○村尾委員：支給が75歳以上だが、75歳はまだお若いような気がするが、市としていくらまでならば出せるのか。これから財政規模が縮小していく中で、敬老祝い金に確保できる財源はいくらくらいと考えるか。

●健康福祉部長：この趣旨の事業は義務的・法的なものではない。あくまでも政策そのものなので、敬老祝い金というものをどのように首長が考えるのか、それ



に尽きる。

- 出口委員：100歳以上は100歳ということなのか。
- 健康福祉部長：100歳以上である。101歳や102歳も。
- 出口委員：毎年か。
- 健康福祉部長：毎年である。
- 出口委員：生活保護費で今回1割くらい予算がふえている。その理由が高齢者がふえているということであったが、その扶助を受けている高齢者にもこの祝い金が支給されるということによいか。
- 高齢福祉課長：支給される。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第40号 下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
---

質疑・意見

- 村尾委員：主任外国語指導助手となる要件は。
- 学校教育課長：好結果の指導助手を、指導主事と一緒に他者のALTの指導に当たる中心的な存在として活用する。
- 村尾委員：それは仕事の内容だと思うが、どういう人が主任になれるのか。
- 学校教育課長：数値的な基準はないので、能力を判断して指導主事と一緒に動いてもらうことを考えている。学校との調整や新しい企画提案などの面で長けているかどうかで判断される。現在は主任外国語指導助手の適用はない。
- 村尾委員：28年度から任用するということによいか。
- 学校教育課長：新年度についても従来どおり6人の方を採用する予定である。6人とも通常の外国語指導助手である。
- 出口委員：学校薬剤師が減額になるが、薬剤師側から意見等はあったのか。
- 学校教育課長：一昨年来、関係者と協議、調整を進めてきたが、今回小山地区薬剤師会の幹部の方とも話をして小山市と合わせるのが逆にいいだろう、今までが不整合であったということで、要望等もなく受け入れていただいた。総会

において学校教育課から説明することについて提案をしたが、了解しているのでその必要もないとのことであった。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第41号 下野市立史跡公園等展示施設条例の一部改正について

質疑・意見 なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第47号 第二次下野市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について  
【所管関係部分】

質疑・意見 なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

附帯意見

○村尾委員：予算附属資料について、予算書と順番が一致していないので見づらい。順番を入れ替えていただきたいが。

●大島委員長：その件については、各委員会に共通したことであるので、正副委員長で意見交換をして申し入れをしたい。

閉 会